

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 駒草の郷 利用料金表

入居利用料（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	682	753	828	901	971
日常生活継続支援加算(Ⅱ) ※２	46	46	46	46	46
看護体制加算(Ⅰ)イ ※３	12	12	12	12	12
看護体制加算(Ⅱ)イ ※４	23	23	23	23	23
食 費 ※１	1,445（朝食 420 昼食 540 夕食 485）				
居 住 費 ※１	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
１日あたりの利用料金	4,274	4,345	4,420	4,493	4,563
１月あたりの利用料金	128,220	130,350	132,600	134,790	136,890
外泊時の費用 ※５	246	246	246	246	246
初期加算（３０日間） ※６	30	30	30	30	30
療養食加算 ※７	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6
若年性認知症入所者受入加算 ※８	120	120	120	120	120
退所前訪問相談援助加算 ※９	460	460	460	460	460
退所後訪問相談援助加算 ※９	460	460	460	460	460
退所時相談援助加算 ※９	400	400	400	400	400
退所前連携加算 ※９	500	500	500	500	500
看取り介護加算 ※１０	死亡日当日 1,280、前日及び前々日 680、以前４日以上３０日以下 144、以前３１日以上４５日以下 72				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※１１	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140				

- ※１ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（１日当たり）のご負担となります。
- 食 費（第３段階② 1,360 第３段階① 650 第２段階 390 第１段階 300）
- 居住費（第３段階 1,370 第２段階 880 第１段階 880）
- ※２ 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※３ 常勤の看護職員を１名以上配置している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※４ 常勤の看護職員を２名以上配置している施設で、オンコール体制により看護職員と２４時間連絡できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり１月に６日を限度として１日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）
- ※６ 入居した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。また、３０日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。
- ※７ 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※８ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、１日につき算定します。
- ※９ 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。
- ※１０ 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。
- ※１１ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140 に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。

入居利用料（２割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	1,364	1,506	1,656	1,802	1,942
日常生活継続支援加算（Ⅱ）※２	92	92	92	92	92
看護体制加算（Ⅰ）イ※３	24	24	24	24	24
看護体制加算（Ⅱ）イ※４	46	46	46	46	46
食費※１	1,445（朝食 420 昼食 540 夕食 485）				
居住費※１	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
１日あたりの利用料金	5,037	5,179	5,329	5,475	5,615
１月あたりの利用料金	151,110	155,370	159,870	164,250	168,450
外泊時の費用※５	492	492	492	492	492
初期加算（３０日間）※６	60	60	60	60	60
療養食加算※７	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12
退所前訪問相談援助加算※９	920	920	920	920	920
退所後訪問相談援助加算※９	920	920	920	920	920
退所時相談援助加算※９	800	800	800	800	800
退所前連携加算※９	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
看取り介護加算※１０	死亡日当日 2,560、前日及び前々日 1,360、以前４日以上３０日以下 288、以前３１日以上４５日以下 144				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※１１	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140				

- ※１ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（１日当たり）のご負担となります。
食費（第３段階② 1,360 第３段階① 650 第２段階 390 第１段階 300）
居住費（第３段階 1,370 第２段階 880 第１段階 880）
- ※２ 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※３ 常勤の看護職員を１名以上配置している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※４ 常勤の看護職員を２名以上配置している施設で、オンコール体制により看護職員と２４時間連絡できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり１月に６日を限度として１日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）
- ※６ 入居した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。また、３０日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。
- ※７ 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※８ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、１日につき算定します。
- ※９ 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。
- ※１０ 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。
- ※１１ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140 に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。

入居利用料（３割負担）

（単位：円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	2,046	2,259	2,484	2,703	2,913
日常生活継続支援加算（Ⅱ）※２	138	138	138	138	138
看護体制加算（Ⅰ）イ※３	36	36	36	36	36
看護体制加算（Ⅱ）イ※４	69	69	69	69	69
食費※１	1,445（朝食 420 昼食 540 夕食 485）				
居住費※１	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
１日あたりの利用料金	5,800	6,013	6,238	6,457	6,667
１月あたりの利用料金	174,000	180,390	187,140	193,710	200,010
外泊時の費用※５	738	738	738	738	738
初期加算（３０日間）※６	90	90	90	90	90
療養食加算※７	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18
退所前訪問相談援助加算※９	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
退所後訪問相談援助加算※９	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
退所時相談援助加算※９	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
退所前連携加算※９	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
看取り介護加算※１０	死亡日当日 3,840、前日及び前々日 2,040、以前４日以上３０日以下 432、以前３１日以上４５日以下 216				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※１１	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140				

- ※１ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（１日当たり）のご負担となります。
- 食費（第３段階② 1,360 第３段階① 650 第２段階 390 第１段階 300）
- 居住費（第３段階 1,370 第２段階 880 第１段階 880）
- ※２ 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※３ 常勤の看護職員を１名以上配置している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※４ 常勤の看護職員を２名以上配置している施設で、オンコール体制により看護職員と２４時間連絡できる体制を確保している施設で算定する加算です。１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり１月に６日を限度として１日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）
- ※６ 入居した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。また、３０日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。
- ※７ 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※８ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、１日につき算定します。
- ※９ 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。
- ※１０ 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。
- ※１１ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 140 に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。

その他の料金

(単位 ; 円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	文 書 料	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	簡易な証明書	1,000
調髪 (男性)	2,200	入所証明書	3,000
丸刈り (男性)	2,000	ドライクリーニング	実費相当額
パーマ	4,300	インフルエンザ 予防接種料	実費相当額
白髪染め	2,800	利用者の選択による 日常生活品費 注1	実費相当額

注1 ただし、施設で準備している日常生活品 (別紙) をご利用いただける場合は個人負担はありません。